平成２４年（フ）第１７号
岩手県宮古市西ケ丘２丁目15番１―203号　県営住宅
債務者　芳賀　　悟
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前９時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第８１９号
東京都府中市白糸台２丁目２番地の７小勝コーポ202
債務者　谷村　　勉
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３７２号
静岡県浜松市南区遠州浜４丁目16番７―504号　遠州浜団地波７
債務者　山田　**直**美
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
静岡県磐田市福田522番地３　タンドレス402号
債務者　相馬　義昭
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
静岡県浜松市東区有玉台４丁目７番７号　コーポヒラノ302、前住所静岡県浜松市中区新津町280番地の１　ラフォーレ新津301
債務者　澤井　和三
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１０７３５号
東京都葛飾区白鳥３丁目７―14―203　ＴＯＰお花茶屋第４
債務者　飯塚　敏明
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７号
沖縄県うるま市みどり町４丁目18番３号　国場アパート101
債務者　兼久千津子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第８９８７号
東京都江戸川区東篠崎２丁目３―１―101
債務者　高橋　秀雄
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０４５号
東京都足立区伊興本町２丁目10―20―202
債務者　石渡　宏大
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２６３号
東京都足立区千住元町８―13
債務者　清水　美沙
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７３６号
東京都豊島区池袋４丁目14―17―101
債務者　竹政　秀雄
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９５号
静岡市清水区駒越東町３番48号　シティ駿河Ｃ201
債務者　田邉　　信
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９１号
静岡市葵区両替町１丁目３番地の９　わかさビル507号、旧住所静岡市葵区常磐町３丁目４番２号　カドデ常磐町ビル302号
債務者　鈴木　俊二
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７号
熊本県人吉市下薩摩瀬町808番地２　犬童アパート１号
債務者　川野　知寛
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部